

無料 空き家活用・流通支援専門家派遣制度

専門家（地域の空き家相談員※及び建築士）を空き家現地に派遣し、活用方法のアドバイスや情報提供、空き家の劣化状況等の診断を行います！ ※京都市の研修を受けた宅地建物取引士

相談内容

- ① 空き家の劣化状況等の診断
- ② 空き家の状況を踏まえた活用や流通等に関する助言 など

申請対象

- ① 空き家の所有者
- ② 空き家の管理者
- ③ 空き家の所有者から委任を受けた方

対象空き家

- ・京都市内にある、一戸建て又は長屋建ての住宅の空き家
- ・一年以内に空き家となる予定の建物
- ※ 住宅以外の用途を兼ねるもの（店舗併用住宅等）も含む。
- ※ 倉庫、集合住宅は対象外

派遣日時

- ・申請日から2週間後以降の日時（年末年始を除く）
- ・ご希望日をもとに実施日を決定し、電話でご連絡します。

平日が難しい方のために

令和6年度は土日祝の派遣を試行します！

相談の流れ



申請者



申請



京都市

2週間後以降



空き家現地に専門家が伺います。

約2週間後



所見書（建物の状態やアドバイスを記載）を送付します。

申請方法

裏面の申請書に必要事項を記入し、FAX、郵送又は「空き家相談窓口」（下部参照）にて申請してください。ホームページの申請フォームからも申請いただけます。



ホームページはこちら！

注意点

- ・キャンセルする場合は、訪問の2日前までにご連絡ください。連絡がなく、当日来られなかった場合、再度の日程調整は行いません。また、以後、当該派遣制度をご利用いただけません。
- ・専門家の調整がつかない場合、日時変更をお願いすることがあります。
- ・先着順に受け付け、予算額に達した時点で締め切ります。
- ・派遣後、専門家に活用や改修などを依頼する場合は、原則料金が発生します。

さらに！

司法書士相談

派遣後、「相続人が多く、何から始めればよいかわからない」「相続人全員が遠方にいる場合の円滑な手続き方法が知りたい」など、相続や登記についてお困りの方には、司法書士が相談に応じます（無料）。ご希望の方は、お申し出ください。

利用した方々の声

専門的なこともわかりやすく教えていただき、その場で質問ができたことも良かったです。やるべきことが明確になり、感謝しています。



母は長年空き家であった実家を手放せずにいましたが、専門家の助言により現状を理解し、売却に向けて動き出すことができました。専門家からの助言は必要だと感じました。

利用した方の97.4%が参考になったと回答！

「非居住住宅利活用促進税」

空き家等の流通・利活用を促進するために、居住者のいない住宅の所有者に新たに課される税（令和8年以降導入予定）
問合せ：税制課（075-213-5200）



ウェブサイト「京都市空き家対策室/Kyoto Dig Home Project」

- ・空き家に関して多く寄せられる質問に、専門家や京都市が回答！
- ・空き家を放置するリスクや活用のヒントなどをショート動画で紹介！
- ・利活用に関する各種支援制度を掲載！



<問合せ・申請先> 空き家相談窓口<京都市都市計画局住宅室住宅政策課>

電話番号：075-231-2323 FAX：075-222-3526

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8 番地 分庁舎3階



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

発行／京都市都市計画局住宅室住宅政策課
令和6年4月発行 京都市印刷物第064050号

空き家活用・流通支援専門家派遣申請書

(あて先) 京都市都市計画局住宅室住宅政策課		年 月 日	
(ふりがな) 申請者氏名			
住 所	〒		
T E L		F A X	
メールアドレス			
申請者区分	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 所有者から委任を受けた方(法定相続人含む)※ (※所有者の同意を得ていますか <input type="checkbox"/> はい)		
派遣当日の立会人	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者の代理人(※代理人の場合は、委任状(申請者の押印要)を提出してください。)		
対象空き家の所在地	〒 京都市 区 ※付近の見取り図も一緒にお送りください。		
所有状況	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他(氏名: 続柄:)が建物・土地共に所有している <input type="checkbox"/> 土地を(<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他)から借りている		
登記状況	土地登記: <input type="checkbox"/> 済(<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共有) <input type="checkbox"/> 未登記 / 相続登記 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了 <input type="checkbox"/> 不明 建物登記: <input type="checkbox"/> 済(<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共有) <input type="checkbox"/> 未登記 / 相続登記 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了 <input type="checkbox"/> 不明		
建築年	明治・大正・昭和・平成 年(築 年) ※分かる範囲でご記入ください。		
構造・階数	<input type="checkbox"/> 木造(<input type="checkbox"/> 在来工法 <input type="checkbox"/> 伝統構法) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他 地上()階/地下()階		
建築物の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋(申請住戸の数 戸/全 戸)		
延べ面積	㎡(全ての階の面積の合計) ※分かる範囲でご記入ください。		
敷地面積	㎡・坪(どちらかの単位に○) ※分かる範囲でご記入ください。		
空き家となった理由			
空き家期間	年		
本制度を知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> チラシ(入手場所:) <input type="checkbox"/> 京都市ウェブサイト <input type="checkbox"/> 回覧板 <input type="checkbox"/> 市民しんぶん <input type="checkbox"/> SNS()例: エックス、フェイスブック <input type="checkbox"/> ()区役所・支所での相談会 <input type="checkbox"/> その他() (例) 空き家相談員からの紹介 など		
改修履歴	(例) 約10年前にお風呂を新しくした。		
相談内容	(例) 空き家を賃貸住宅にするためのアドバイスがほしい。		
派遣日時の希望	※申請日から2週間後以降の日時(年末年始を除く)を、必ず第3希望までご記入ください。 派遣時間は1時間程度です。日時は決まり次第電話でご連絡します。 第1希望 年 月 日 午前・午後 第2希望 年 月 日 午前・午後 第3希望 年 月 日 午前・午後 午前の場合: 10:00~12:00の間 午後の場合: 13:30~16:00の間		

- ・派遣当日は資料作成のため、対象空き家の写真を撮影させていただきます。
- ・派遣後、本制度に関するアンケートを送付いたしますので、回答へのご協力をお願いします。